

## 参考資料6

### 「自然公園における法面緑化指針（案）」（H20. 3 環境省自然環境局）（抜粋）

以下に、緑化の基本方針を抜粋し掲載する。

#### 用語の定義

移入種（この指針に限っては、外来植物と同義）

自然分布範囲外の地域、または生態系に、人為の結果として持ち込まれた種、亜種、またはそれ以下の分類群。国外から持ち込まれた「国外移入種」と国内の他の地域から持ち込まれた「国内移入種」に区分される。

自生種

自然分布している範囲内に存在する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。種の自然分布域は国境をまたぐ場合もあるため、「国内産自生種」と「外国産自生種」に区分される。

外来草本

日本国内に本来自生していない草本植物で、緑化用植物として海外から持ち込まれた種。主に、イネ科、マメ科に分類される緑化用外来牧草類を指す。

#### 緑化の基本方針

自然回復緑化の前提

自然公園における法面等においては、緑化により自然回復を図る場合の前提は以下の3つである。

- 1 開発工事に伴う自然の改変は最小限に留めること。
- 2 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ることを緑化の基本方針とすること。

#### 緑化の目的

自然公園における緑化の目的は以下の3つである。

- 1 自然環境の維持・修復・保全に資すること。
- 2 防災機能、水源涵養等の公益的諸機能の強化に資すること。
- 3 周辺の自然の調和に資すること。

#### 保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

自然公園における保全水準と対象地域を表-1に、保全水準ごとの緑化工指針を表-2に示す。

#### 緑化の基本姿勢

自然公園における緑化にあたっては、以下の3つの基本姿勢で対応し、計画、設計、施工にあたる。

- 1 施工地の条件に適合した植物群落の形成を初期緑化目標とする。  
(自然な緑の導入を基本とする。)
- 2 自然の早期回復を図るため先駆植物を積極的に活用する。  
(自然回復の順序を尊重する。)
- 3 自然林に近い機能を有する群落を形成するため播種工を主体とする。  
(自然に近い方法で植物を導入する。)